

令和7年第3回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年3月6日(木) 13時29分から13時55分

2. 開催場所 保健福祉センター2階大ホール

3. 出席委員 (18名)

会長	19番 原 心一			
会長職務代理	3番 小松 和啓			
委員	1番 山内 茂	4番 藤原 新市	5番 堤 昭雄	
	6番 竹村 純吉	7番 三谷 富重	8番 西村 広幸	
	9番 三木 克司	10番 岡本 博臣	11番 竹平 豊久	
	12番 西岡 久	13番 森田 良彦	14番 上島 陽子	
	15番 五百蔵 純太	16番 門脇 義人	17番 岡田 修一	
	18番 宗石 大輔			

4. 欠席委員 (1名)

2番 山崎 彰

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案

第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
第2号	非農地証明願いについて
第3号	農地法第18条第6項解約通知報告について
第4号	農地法第5条の規定による届出について(報告)
第5号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
第6号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	和田 雅充
事務局次長	岡村 昭彦
事務局主幹	高月 陽生
農地班長	恒石 政志

7. 会議の概要

事務局	開会(13時29分) それではただ今から、令和7年第3回の農業委員会総会を開催します。香美市農業委員会会議規則第3条 会長は、議長となり、議事を整理する。となっていますので、議長を会長にお願いします。
議長	皆さん、こんにちは。最初に私事ですが、今日が、この会が最後になりますので、また後でですね、ご挨拶をさせていただきますが、長い間大変お世話になり、有難うございました。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。今日はですね、令和7年の第3回の定例会ということで皆さん方にご参集いただきまして有難うございます。どう言いますか、季節もですね、非常にこう最近、は、温度が高い時、また寒い時、今日はまた風が非常に強かったですが、県外

においては山火事ということなことでですね、雨が欲しい欲しいというふうなことが言われていましたが、やっと今日雨が降ったというふうなことで鎮庄ということにはまだなんという話を聞いてますが、大変な山火事があります。過去にですね、ちょうど田植えの頃やったと思いますが、この香北で山火事があったことを思い出しましたが、何年前かは記憶にありません。その時ですね、香美市の人また合併前ですので香北町の消防の人は大変なご苦労があったんやなあというふうな思いもします。おかげさんでその当時の焼けた姿はもう見ることは出来んかもわかりませんが、早く復興されることをご祈念申し上げたいと思います。皆さん方もこれから農作業を田植えとか色々忙しい時期になりました。それから3月の川干ということも入っておりまして色々忙しい中でしょうと思いますが、ちょっとこう雨が降ってですね、大変な仕事になりゃあせざったろうかいうふうに思ってます。上井川も普段ですと川ざらえをしてる側ですけど、今のところまだ何にも機械が入ってません。そういう状況でまた川干が終わりましたら、大変お忙しいと思いますが、よろしく願いをしたいと思います。

それでは本日の会を進めて参りたいと思いますのでよろしくお願いを致します。

本日の議事録の署名人につきましては山内委員と小松和啓委員をお願いをしますのでよろしくお願いをします。欠席者は山崎委員の欠席届けが出ております。

それでは議題に沿いましてですね、順次進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてです、案件は7件となっており、事前にお配りしている調査書のとおりで、農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。順次提案いたします。

1番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町楠目の農地で面積は1,018㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は1です。

2番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町佐野の農地で面積は3,604㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は2です。

3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町中野の農地2筆で合計面積1,172㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は3です。

4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町小川の農地で、面積は413㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は4です。

5番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町美良布の農地8筆で、合計面積は3,850.17㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は5です。

6番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は香北町猪野々の農地7筆で、合計面積は1,046㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は6です。

7番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は物部町大栃の農地で、面積は310.74㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は7です。以上になります。

議長

以上、説明が終わりましたので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

委員(17番)

はい。

議長

はい、どうぞ、岡田君。

委員 (17 番) あのを、1 番ですけど、大きな木が生えてますけど、あれ除けるがやおか。

事務局 申請者の方に聞きますと除けてここへ植えるということで、それは聞いてます。

議長 いいですか。はい。他に何かありませんか。

——— 質 疑 な し ———

議長 格段無いようですので、採決に入りたいと思いますが、今回についてもですね、贈与という案件が結構出てきました。もう年がたってよう作らなくなった、いうことであろうと思いますが、まあ、こういう時代になってきたなあというふうに私も長い間委員をしてますけども、贈与という案件は非常に少なかったけれどもどんどん増えてきたいうことになろうかと思います。何か無ければですね、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

——— 異 議 な し ———

議長 はい、それでは議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請ですが、賛成される方の挙手をお願いします。

——— 全 員 挙 手 ———

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。

事務局 続きまして、議案第 2 号非農地証明願いについての説明をお願いします。

議長 議案第 2 号 非農地証明願いについて説明致します。

1 番、申請地は土佐山田町山田字タフグチ 1368 番 1、地目は田、面積は 131 m²、利用状況は宅地、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は原委員で資料は 8 です。

2 番、申請地は物部町大栃字仁非ヤ 1962 番 1、地目は畑、面積は 51 m²、外 1 筆、合計面積は 143 m²、利用状況は宅地、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は山崎委員で資料は 9 です。以上です。よろしくをお願いします。

議長 はい、説明が終わりましたので私、補足説明を順次していきたいと思いますが。すいません、写真資料の 8 番。すいません、ここに書いてあるようにですね、私、家に伺ってですね、話を聞いてきましたし、現場にはその時には行きませんでした。写真もありますし。というのはここに書いてありますが、15 年以上前に父が健在の時にですね、貸してっていうことでこの人の、[REDACTED]さんという名前になってますが、これ娘さんです。私も小学校、この写真見ますと上の地図を見ますとですね、県立山田養護学校と学校が書いていますが、ここは昔、明治小学校という小学校でした。私が通った学校ですが、小学校 1 年に入った時からですね、この家は建ってました。私より先輩の人もおったし、後輩になる人もおりましたんで、友達というか付き合いもあったりしてですね、家があることはもちろん知ってましたし、この場所も知ってました。これは最近になってですね、家主さんというか、その家にお父さんが亡くなって息子さんが現在も住んでますが、なんか家賃の関係でトラブルになってますと。それで地主さんが相談をするとところへ相談をしましたが、農地のままやき、宅地にしちゃいたらいえですよと言われたんで、これを非農地証明願いを出してですね、宅地にしたいということのご相談でしたので、そのことについて、非農地にすることについては何ら問題は無いだろうということで私がまあ許可をしたというたら

		おかしいですけど、判をつけてですね、本人が提出をしてきちゅうと思います。以上です。すいません、続きまして2番山崎委員からお願いしたいと思います。
事 務 局		今日欠席ですので、山崎委員の方からは特に非農地にしても問題無いですということで伝えて下さいということで聞いてます。以上です。
議 長		はい。議案第2号の非農地証明願いについての質疑を行いたと思いますが、何かご質問ありませんか。
		———質 疑 な し ———
議 長		格段無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。
		———異 議 な し ———
議 長		はい、それでは議案第2号非農地証明願いについての、賛成の方の挙手をお願いします。
		———全 員 挙 手———
議 長		はい、全員賛成です。有難うございました。 続きまして議案第3号農地法第18条第6項解約通知報告についての説明をお願いします。
事 務 局		報告第3号 農地法第18条第6項解約通知報告についてです。 報告案件は6件となっていますのでよろしくお願いいたします。 1番、申請地は土佐山田町植の農地6筆で合計面積14,020㎡、貸人及び借人、申込日、成立日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。 2番、申請地は土佐山田町下ノ村の農地で面積2,802㎡、貸人及び借人、申込日、成立日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。 3番、申請地は土佐山田町町田の農地で面積1,224㎡、貸人及び借人、申込日、成立日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。 4番、申請地は土佐山田町町田の農地で面積2,348㎡、貸人及び借人、申込日、成立日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。 5番、申請地は土佐山田町佐野の農地で面積3,604㎡、貸人及び借人、申込日、成立日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。 6番、申請地は香北町杵ノ木の農地5筆で合計面積3,601㎡、貸人及び借人、申込日、成立日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。以上です。
議 長		はい、有難うございました。それでは議案第3号の農地法第18条第6項の解約通知報告についての質疑を行いたと思いますが、何かありませんかね。 [REDACTED]、すいません、労力不足っていうのはやっぱりその作業しゅう人が少ないっていうことですか。
委員（6番）		いや、移動の関係だけです。並んだり、出たり、いろいろ機械を持っていかなあかん、その手段が。
議 長		機械の移動にちょっと手が掛かるか、はいはい、そういう人がどっさりおりますね。広いところで作りゅう人は人によつたらメーカーの買うたところに機械を送ってもらう約束をつけちゅうとかいうことがありますね、そういうこと

になってくるわけですね。何かありませんか。なお、1番の案件についてはですね、最後に貸したいということで希望が上がってますのでご報告をしておきたい、後でまた皆さん方をお願いしたいと思います。何かありませんか。

———質 疑 な し ———

議 長 格段無いようでしたらですね、この件につきましては報告案件ですので報告のみとさせていただきますと思います。

それでは議案第4号農地法第5条の規定による届出についての報告ですが、説明をお願いします。

事 務 局 報告第4号 農地法第5条届出報告についてです。
報告案件は2件となっておりますのでよろしくお願いいたします。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町百石町2丁目の農地で、面積は157㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は10です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町百石町2丁目の農地で、面積は70.08㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は11です。

これについてはですね、所有者が一緒なんですけど、最初の1番の件を調べておったら、後でその2番のところも、実際現況は駐車場で一体になってますんで、2件目のところも同時に1件として扱えたんですが、調べておって後でわかったところでもう一度行政書士さんがこの案件として切り離して出してきましたんで中身的には同じ一つの案件と思っていただいて結構です。以上です。

議 長 はい、有難うございました。議案第4号につきまして質疑を行いたと思いますが、何かご質問はありませんか。

———質 疑 な し ———

議 長 格段無ければですね、この件につきましては報告のみでえいということですので報告のみとさせていただきます。

続きまして議案第5号香美市農用地利用集積計画についての諮問であります、説明をお願いします。

事 務 局 はい、議案第5号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致します。

まずは、農業公社による中間管理の売買事業になります。

1番、土佐山田町山田の農地3筆、合計2,071㎡を高知県農業公社から、
のさんが購入し、水稻を栽培します。資料は12です。

2番、土佐山田町加茂の農地、2,083㎡を高知県農業公社から、
のさんが購入し、施設野菜（ニラ）を栽培します。資料は13です。

続いて、農業公社による中間管理事業になります。

1番、土佐山田町植の農地2筆、合計3,235㎡をのさんから高知県農業公社が借り受けます。この後、のさんが借り受け、水稻を栽培します。

資料は14です。

2番、香北町蓮生野の農地、585㎡をのさんから高知県農業公社が借り受けます。この後、のさんが借り受け、露地野菜（ネギ）を栽培します。資料は15です。

3番、香北町下野尻の農地、290㎡をのさんから高知県農業公社が借り受けます。この後、2番と同じのさんが借り受け、露地野菜を栽培します。資料は16です。

続いて、通常の貸借権になります。

4番、土佐山田町、土佐山田山田の農地3筆、合計2,548㎡を[]の[]さんが借り受け、花木を栽培します。資料は17です。

5番、土佐山田町楠目の農地2筆、1,996㎡を[]の[]さんが借り受け、小松菜・ほうれん草を栽培します。資料は18です。

6番、土佐山田町植の農地2筆、合計2,395㎡を5番と同じ[]さんが借り受け、ほうれん草・小松菜を栽培します。資料は19です。

7番、土佐山田町須江の農地、合計4,009㎡を[]の[]さんが借り受け、水稻を栽培します。資料は20です。

8番、土佐山田町入野の農地、1,277㎡を[]の[]さんが借り受け、牧草を栽培します。資料は21です。

9番、土佐山田町須江の農地2筆、合計5,580㎡を[]の[]さんが借り受け、水稻を栽培します。資料は22です。

10番、土佐山田町須江の農地4筆、合計10,413㎡を9番と同じ[]さんが借り受け、水稻を栽培します。資料は23です。

11番、土佐山田町須江の農地、3,004㎡を9番、10番と同じ[]さんが借り受け、水稻を栽培します。資料は24です。

12番、土佐山田町の農地3筆、合計7,505㎡を[]の[]さんが借り受け、水稻を栽培します。資料は25です。

13番、土佐山田町新改の農地、1,835㎡を[]の[]さんが借り受け、水稻を栽培します。資料は26です。

14番、土佐山田町新改の農地3筆、5,384㎡を土[]の[]さんが借り受け、水稻を栽培します。資料は27です。

15番、土佐山田町宮ノ口の農地2筆、合計1,579㎡を[]の[]さんが借り受け、大麦を栽培します。資料は28です。

16番、土佐山田町新改の農地、1,084㎡を[]の[]さんが借り受け、オクラを栽培します。資料は29です。

17番、土佐山田町町田の農地、2,192㎡を[]の[]さんが借り受け、水稻を栽培します。資料は30です。

18番、土佐山田町町田の農地、1,903㎡を17番と同じ[]さんが借り受け、水稻を栽培します。資料は31です。

19番、土佐山田町山田の農地、1,661㎡を[]の[]さんが借り受け、オクラを栽培します。資料は32です。

20番、土佐山田町佐野の農地5筆、合計1,627㎡を[]の[]さんが借り受け、大根を栽培します。資料は33です。

21番、香北町杵ノ木の農地4筆、合計1,384㎡を20番と同じ[]さんが借り受け、人参を栽培します。資料は34です。

22番、香北町杵ノ木の農地3筆、合計1,140㎡を20番と21番と同じ[]さんが借り受け、人参を栽培します。資料は35です。

23番、香北町杵ノ木の農地、998㎡を20番、21番、22番と同じ[]さんが借り受け、人参を栽培します。資料は36です。

24番、香北町五百蔵の農地、1,697㎡を[]の[]さんが借り受け、水稻を栽培します。資料37です。

25番、香北町美良布の農地2筆、合計2,326㎡を[]の[]さんが借り受け、水稻を栽培します。資料38です。

26番、香北町杵ノ木の農地、1,800㎡を[]の[]さんが借り受け、水稻を栽培します。資料39です。

27番、香北町杵ノ木の農地6筆、合計4,599㎡を26番と同じ[]さんが借り受け、水稻を栽培します。資料は40です。

28番、香北町杵ノ木の農地、2,735㎡を26番、27番と同じ[]さんが借り受け、水稻を栽培します。資料は41です。

29番、香北町杵ノ木の農地4筆、合計1,357㎡を26番、27番、28番と同じ[]さんが借り受け、小麦を栽培します。資料は42です。

30番、香北町朴ノ木の農地2筆、合計620㎡を26番、27番、28番、29番と同じ■さんが借り受け、果樹・水稻を栽培します。資料は43です。

31番、香北町朴ノ木の農地5筆、合計1,928㎡を26番、27番、28番、29番、30番と同じ■さんが借り受け、小麦を栽培します。資料は44です。以上です。

議長 はい、以上説明がありましたが、すいません、■の案件がありますので、一番最初にですね、小松さんに代わっていただいて審議をしていただきたいと思いますので、私少し退席をさせていただきます。

-----■委員退席-----

事務局 それでは議長が退席されましたので、会長職務代理者そして香北地区の小松委員さんに議長をお願いします。

議長代理 皆さんこんにちは。原議長が退席されましたので、原議長の会長職務代理者を務めさせていただきます。

それでは議案第5号の所有権移転の原会長の案件ですが、1番について皆さんより質問を受けたいと思いますが、何か質問はありませんか。ございませんかね。

-----質疑なし-----

議長代理 格段無ければ採決に入ります。ご異議ございませんか。

-----異議なし-----

議長代理 はい、それでは議案第5号の申請番号1番の、原会長が関連しております案件につきまして賛成の方の挙手をお願いします。

-----全員挙手-----

議長代理 はい、全員賛成ということで有難うございます。原会長入って下さい。

-----■委員入席-----

議長 すいません、有難うございました。
それでは続きまして、申請番号12番の案件につきましてですね、該当する■委員に退席をしていただきます。

-----■委員退席-----

議長 12番の案件について皆さん方からご質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんかね。

-----質疑なし-----

議長 格段無いようでしたら採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。

-----全 員 挙 手-----

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました

----- 委員入席 -----

議 長 ■■■君、報告しちよきます。皆さん方に賛同いただきましたのでよろしくお
願い致します。

それでは続きましてすべての案件について皆さん方よりご意見また質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんかね。

委員（9 番） ちょっとかまん。

議 長 はい、どうぞ、どうぞ。三木さん。

委員（9 番） 今回の案件に関係ないんですけど、中間管理機構の賃借の、今自分の管轄の須江地区で周りゆうんやけど、最初自分のところに中間管理機構の職員さんがあいさつに来た時には、まあ、自分も中身全然知らざって、はいそうですかっていう返事ばあしておったんですけど、よくよく聞いたら地主さんが全く知らんと、ようは貸しちゆう相手が自分はもう辞めるきいうて勝手に中間管理機構へ申し込んだわけよ。地主さんは全く知らんことがよね、そんなに勝手によね、まあいうたら我々が借りちよって他の第三者に勝手に貸すってということと一緒にやろう。相手が中間管理機構とはいえ、まあもちろんそれぞれ中間管理機構へ行って説明してやってはいきゆうけど、ほとんどの人全員の方が自分が戻されゆうということも知らんと全く。借りちゆう人が勝手に全部やって、ほんで地元の人も中にはそんな知らん人に貸される嫌じゃ言うて、今日出てきちゆう■■■■君とか自分も来月には出てくると思いますが、8反位の申請しますけど、やっぱり近い人に借りてもらいたいき、地元の意向が高いわけよ。貸すやったら、元々の借りちよった人はお父さんから借りちよったんで息子さんが後を継いでやりよったんやけど、勝手にされちゆうということで、地域の人もこんなことがまかり通るがぜと、ちょっと中間管理機構もよね、もうちょっと調べてよね、やってもらわんとよね、困る。それとまず自分のくへ自分も地域の中でも土地があいちよったら紹介してくれえっていう声も聞いちよったわね、けんどの時はその時は無いから空いたら声かけますって言うちよったんやけど、自分が空いちゆうのを知らんうちに、中間管理機構が周れるようになったらよね、農業委員なんていらんやん。はっきり言うて。もうちょっと中間管理機構、しっかりしたことやってもらいたい。

事 務 局 あおう、それはごもっともやと思います。このですね、中間管理機構の正式に利用権設定が無くなってから制度が始まるのが我々が管轄してるのが4月1日からなるんですが、当然、まあ、地権者に了解なく中間管理機構へ回してどうのこうのするとかいうこと、当然それはあつてはならん事なんで、一応回ってきてるそのチェックシートっていうのが今僕らのところに届いてるんですけど、それについてはきちっと地権者なり何なりというのを確認しながら作業を進めていくような手順にはなっちゅうがです。ところがまだそれが機構がやっちゅう分がまだ十分にその制度が運用される前にやりゆう話なんでそこがちよつとうもういつてないところやと思います。それともうひとつ、その今度その利用権設定が無くなることによって中間管理機構が絡んで貸賃借やる場合についてはですね、今度農林課の方になるんですこの事務が、ただですね、今までその農業委員さんとか推進委員さんの皆様に関わって貰った案件たくさんございます。農業委員会事務局の方としましても農林課の方と一緒にやっていき

ますので、もしそういうトラブルがある場合には逐次僕らの方へ言うてもろう
たらえいと思います。また中間管理機構の方の大塚さんと話をしてですね、十
分行き届かない点についてはまたこちらから報告をしちよきますので、またす
いませんが、ご協力の程をよろしく願います。

議 長 まあ先程聞いた話ピンとこん人もおるかもわかりませんが、まあこれから先
ですね、何かあってもその農林課が窓口になるかもわかりませんが、農業委員
会もですね、十分に一緒にお手伝いをさせてもらおうと思いますので、分から
んことがあったら相談をしていただきたいと。

事 務 局 うちへ来て構いませんき、言うの。

議 長 他に何かございませんか。

———質 疑 な し———

議 長 無ければですね、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

———異 議 な し———

議 長 はい、それでは議案第5号香美市農用地利用集積計画についての諮問であり
ますが、賛成の方の挙手をお願いします。

———全 員 挙 手———

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。それではその他の件ということ
になっておりますので皆さん方から何かあればですね、受けたいと思いま
すが、格段ありませんか。はい、岡田委員。

委員 (17 番) 今度やるがはお金が発生するがを県がやるというわけですよ。発生せん、
まあいうたら、タダでやるみたいな感じは全作業委託で、農林課がやりゆうあ
れよね。

事 務 局 あれは賃貸借契約か。いや賃貸借契約じゃない場合は使用貸借だけです。

委員 (17 番) 農業委員会に入れとうないき、と言いうので全作業委託をやりゆうう
ち
は。

議 長 すいません、ちょっと説明します。

事 務 局 農業委員会の方は賃貸借とかその分で、その横の再生協の方の関係になると
思います。

委員 (17 番) 確かに県がやるのは料金がかっちり決まった、年間なんぼと決まってからや
ないとできん、話がね。うちらの場合はお米と、お米の相当の金額、お米何反
もろうて、あとうちはどう食べんき、お金にして言う、そうすると米の相
場が変わる場合、毎年変わるきよね、確定した金額は出て米んのよ。そういう
場合はどうしたらえいろうかって思いゆう。地主によってもね、言うてくるが
やお、米だけでえいっていう人もおるし、金だけでもえいと。1反なんぼって
決めちゃっても米が上がったら上がったろうって言われたらそれなりに出さな
あいかな。下がったらこっちが下げて、そんがは県がしてくれるんやろ

		う。そういう契約をどういうふうな形にしたらえいろうかという話。
議 長		あのう昔は米で現物支給っていう方法もあったがね。今度の場合は現物いかんがよね。全部現金って言うか、金額に換算されて。
事 務 局		でも、あれいける。 使用貸借にしちよって。
議 長		けんど、県では全部文書へは金額って書きちゃうろう。物ではいきませんって書きちゃうね。
委員 (17 番)		それがいかんのよ。現金やないといかんがよ。
事 務 局		ただそれは使用貸借でやって。 その関係についてはですね、契約自体は使用貸借にしてて個人間同士でそれを契約するということであつたらオッケーですということ県の方も説明を貰ってます。
委員 (17 番)		使用貸借は農業委員会でかまんの。
事 務 局		使用貸借の方もその隣の農林課の方に出てきます。
委員 (17 番)		農林課に。
事 務 局		あのそのがうんと言われちよったです。米だけでやるというのは。県も逃げるパターンを作っちゃうです。
議 長		現実になんかそういうことに直面したらですね、いろいろとこう自分で頭を悩ますところもあると思いますので、その点についてもですね、現物でもお金でもというふうな話が出てます。ですからまた事務局の方でですね、ちょっと相談をして自分の思いと違う場合については話し合いをしていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。
委員 (17 番)		それでよね、それで、あのう地域計画ね、農林課でやったが入る。
議 長		入るろう。
委員 (17 番)		入れてくれんと問題になる時もある。
事 務 局		地域計画に漏れちゃうところも後から入れますき、全然大丈夫ですき。もしその補助金で使いたい農地が出てきたらもう言うてもろうて、その都度入れていくってことにはなります。それは心配ないです。
議 長		他に、格段無いようでしたらですね、その他の件に入っていきたいと思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。
事 務 局		今日のこの会を持ちまして令和 6 年度の定例会は最後となります。今回ご退任されます委員の皆様方大変お世話になりました。地元農家の皆様と行政の間に立っていただき冬の寒い時、夏の暑い時、いつも現地に趣き、労力を厭わず、常に地域の農業の先頭に立って引っ張っていただきました。皆様のご功績は今後の香美市の農業の礎となり、その姿を見てきた地域の農業者にも希望と安心感を与えて下さりました。農業者の相談にも気さくに応じていただき、

我々行政からの煩わしいお願いごとにも二つ返事でいつも現地や事務局を訪れ我々職員にもいつも優しく応じていただきました。また会長には15年の長きにわたり、会長職をお受けいただき感謝の気持ちしかありません。香美市行政を代表しまして一言お礼を申し上げさせていただきます。誠にありがとうございました。会長には様々な問題を一緒に考えていただきました。私は役所勤務が30年を超えますが、一度も農業畑を経験したことが無く、素人同然の自分に色々とアドバイスをいただきました。手前みそになりますが、すんなりと組織の中に溶け込むことができたのも会長の力が大きかったと思います。重ねて有難うございました。

さて香美市の農業の未来を考えた時、光り輝く未来が待っているとは決して言い難い状況ではございますが、20代、30代の農業者が頑張って励んでいる地域もございます。次の世代に農業を魅力のある産業として受け継ぎ、バトンタッチしていくことが何よりも農業委員会に与えられた使命であると思っております。退任される委員の皆様方には委員会を離れますが、今までずっと培って来られた経験を活かし、それぞれの地域で後進の農業者のご指導にあたっていただきたいと思います。甚だ簡単ではございますが、お礼のあいさつとさせていただきます。改めまして委員の皆様本当にお疲れさまでした。有難うございました。

閉会 (13時55分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議

長

原 心一 (原)

署

名

人

小 松 和 啓 (小松)

署

名

人

山 内 茂 (山内)